

# カナダ平和省法案 要旨

## <カナダにおける連邦平和省設立のための法律案・概要>

(2005年2月7 - 9日作成)

### 【 設立目的 】

- (1) 平和省が連邦政府の内閣レベルの省庁となるべきこと
- (2) 平和省が国内外の平和に有効な条件の調査、平和維持活動に寄与できること

### 【 平和省の役割 】

#### < 総合的役割 >

- (1) 平和関連問題に関するあらゆる政策形成に向けて、連邦政府の他省庁と相互に連絡を取りながら作業を進める
- (2) 内閣に平和問題担当スポークスマンを置く
- (3) 官民 + NGOの参加を呼びかける
- (4) 紛争の平和的解決策の開発および維持のため、モニタリング、分析、政策提案を行う
- (5) 危機や暴力の防止のためのプログラムへの市民参加（カナダ市民平和プログラムなど）を促進させる
- (6) 個人・団体間の紛争処理を促進する
- (7) 自治体ベースでの暴力防止プログラムへの資金提供をサポートする
- (8) 人間と動物双方に関連する不健全な暴力形態への戦略的対策を実施する など

#### < 「人間の安全保障」に関する役割 >

地理的、宗教的、民族的、階級的相違、経済要因（貿易や富の不公正な配分など）、天然資源（水やエネルギー源）、食料、貿易、環境、ジェンダーを原因とする紛争にさらされている人間の安全保障の観点から、非暴力紛争解決のための戦略を提供。

#### < 教育的役割 >

- (1) 平和教育カリキュラムの開発、国内外の人権運動の調査、紛争終結のための平和的介入に有効な平和協定の作成
- (2) 各州自治体の教育庁と協働で、平和教育を学校の義務教育に導入するためのカリキュラムを開発
- (3) インターネットやメディアを通じた平和教育の促進
- (4) 大学における平和教育の専門課程の設立。卒業後5年間は公的サービス部門で国内外の非暴力的な紛争解決プログラムに携わる教育課程。平和教育号（学位）の授与 ほか

#### < 国内的役割 >

- (1) 地方自治体の平和関連プロジェクトへの資金援助。
- (2) DV、配偶者や児童、高齢者への虐待対策の開発。

- ( 3 ) 動物虐待の防止対策。
- ( 4 ) 校内暴力、ゲイやレスビアンに対する暴力防止プログラムの開発。
- ( 5 ) 法務省に対する、人権および労働法に関する政策提言の実施
- ( 6 ) 女性の暴力被害に対する相談・政策提言
- ( 7 ) 凶悪犯罪防止のための公教育プログラム、カウンセリング戦略の実施 ほか

## < 国際的役割 >

- ( 1 ) 国防大臣・外務省に対する人権擁護、非軍事的・軍事的国際紛争の防止・抑制・拡大防止に関する勧告。
- ( 2 ) 紛争後の復興・動員解除に関する作業員の訓練の実施。
- ( 3 ) 紛争の原因の調査（調査団派遣）、平和維持活動のための文民監視員、調査団へのトレーニングの実施。
- ( 4 ) 国際平和サミットの開催。
- ( 5 ) 武器輸出、大量破壊兵器の削減に関する首相への提案。
- ( 6 ) 国際基金の配分に関する外務大臣への提案。
- ( 7 ) カナダ国連大使、国連安保理、カナダ国防省への提言。

## 【 平和省・各部局の役割 】

### OFFICE OF PEACE EDUCATION AND TRAINING.

#### 平和教育・トレーニング局

小学校から大学、大学院に至るまでの平和教育、平和学（科）の促進。文民平和サービス機関（CPS）の運営。国内向けの平和関連教材やカリキュラムの提供、スキルや知識の提供。地域平和活動を行うNGOやNPOに対する助成金の提供など。

### OFFICE OF DOMESTIC PEACE ACTIVITIES.

#### 国内平和活動局

DVや国内紛争への介入・カウンセリング・啓発活動に関する政策の提供、犯罪防止対策（警察や治安委員の訓練など）、自治体単位の平和教育推進など。

### OFFICE OF INTERNATIONAL PEACE ACTIVITIES.

#### 国際平和活動局

文民平和サービス機関の卒業生、その他の機関のスタッフに対する非暴力的手段による紛争防止・平和維持活動のトレーニングの実施。同盟国や地域紛争の防止、世界の非武装平和勢力の促進、紛争解決後の復興や動員解除に関するトレーニングの実施。国内外の平和活動団体間の情報交換の促進など。

### OFFICE OF ARMS CONTROL AND DISARMAMENT.

#### 軍備管理および軍縮担当局

世界の通常兵器および大量破壊兵器の削減・除去に関する国際交渉を担当。核兵器開発・実験の阻止に関し、国家、国際機関、NGOをサポート。同時に核兵器削減に関連するあらゆる条約や協定の収集など。

## **OFFICE OF POLICIES AND PROGRAMS FOR PEACEFUL ENGAGEMENT.**

### **平和政策・プログラム開発局**

戦争が与える子どもへの心身への影響、環境や公衆衛生への影響調査。国連決議 1325（平和活動への女性参加）事項の促進。平和省月刊誌の発行。平和構築のための内外の自治体、NGO向けの情報収集など。

## **OFFICE OF HUMAN RIGHTS AND ECONOMIC RIGHTS.**

### **人権および経済的権利担当局**

人権原則（国連総会決議 217A = 世界人権宣言）の普及促進。人権侵害に関する情報・文書の集積、他の機関に対する非暴力的紛争解決手段の提案。人権監視の専門家、NGOとの協働による、非暴力的紛争解決や介入の提案。外務大臣や財務大臣との協力による、平和と安全のための国際機関からの資金援助の配分など。

## **COMMISSIONER ON PEACE.**

### **平和委員（コミッショナー）**

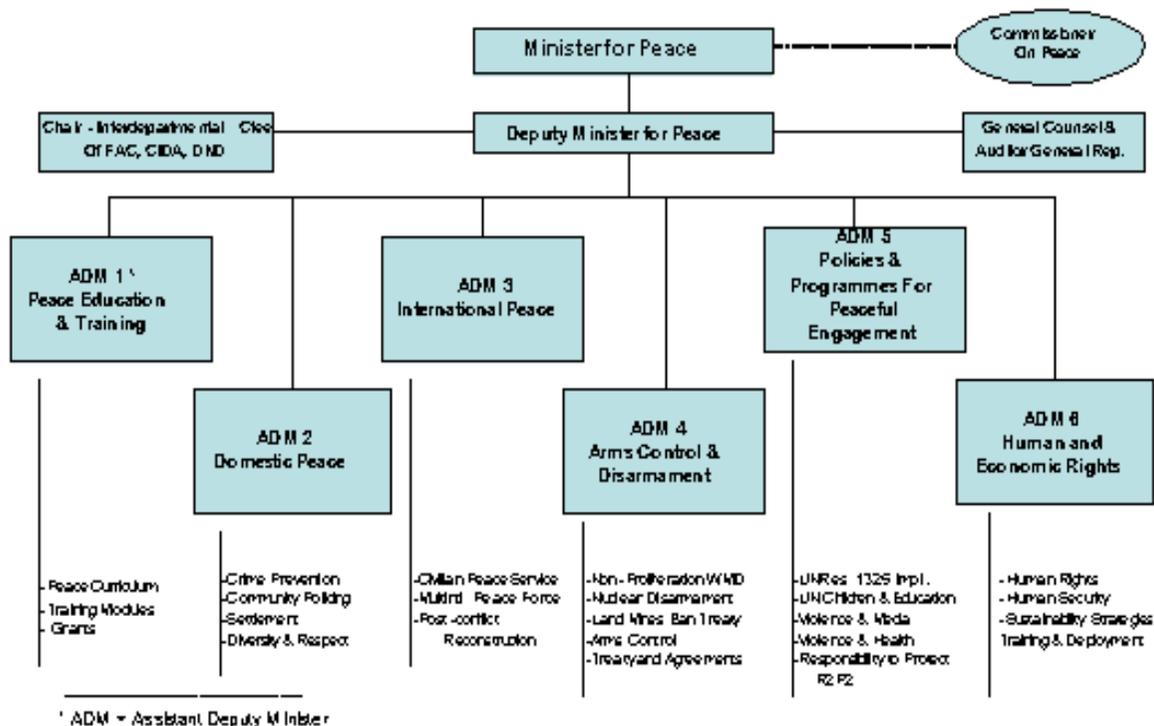
各大臣、首相、連邦議会との橋渡し役。平和省の諮問機関。平和委員は平和・非暴力的紛争解決に関する諸政策を大臣、連邦議会に提案。国際レベルから地域レベルの代表を集めた平和フォーラムを開催。政府間関係の促進など。

### **【 諮問規定 】**

- 1) カナダと他国政府との紛争の際に、国防大臣および外務大臣は、非暴力的手段における紛争解決を図るべく平和大臣に諮問する。
- 2) 紛争進行中あるいは終結の際に、平和大臣はカナダ政府および他の組織による外交努力の可能性を独自調査する。
- 3) 紛争終結にあたり、平和大臣は外交努力が紛争終結に果たした成果について調査を行う。
- 4) 平和大臣は外務大臣および国防大臣とともに、以上の諮問プロセスを、カナダと他国との武力紛争が起こる前に、カナダ国防省職員が事態に関与する前に、公式に実施する。

【 平和省・組織図 】 ( 暫定案 )

Federal Department for Peace (a provisional model)



【 組織図・備考 】

- a) 平和大臣の下に、副大臣を置く。副大臣は連邦総督(国家元首)により指名。副大臣は大臣不在の際の代行を務める。
- b) 各局の下に、副大臣補佐官 ( A D M ) を置く。補佐官も連邦総督により指名される。
- c) その他、連邦総督の指名により、4名の政務官が省内に追加される。同官は、A)国会との連絡担当、B)公的情報(最先端科学技術、平和関連情報などに関する)担当、C)経理・予算担当、D)企画・評価・政策担当の4名。
- d) 平和委員は、平和団体やNGOからなる諮問委員会によって指名される。平和委員は2年に1度、首相、各大臣、連邦議会に報告書を提出する。

以上 出典: Working Group for a Federal Department of Peace Canada

<http://www.departmentofpeacecanada.com/proposal.html>

抄訳: 今本 秀爾 (平和省設立推進プロジェクト、エコロ・ジャパン代表)